議案第５９号

京田辺市防災備蓄倉庫等の設置及び管理に関する条例の制定について

京田辺市防災備蓄倉庫等の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和８年１１月２７日　提出

京田辺市長　　上　村　　崇

（提案理由）

本件は、京田辺市防災備蓄倉庫等を設置することに伴い、所要の事項を定めるため、提案するものである。

京田辺市条例第　号

京田辺市防災備蓄倉庫等の設置及び管理に関する条例（案）

（設置）

第１条　災害等の非常時に必要となる食糧、生活必需品、防災資機材等の物資の備蓄及び避難所等への輸送並びに京田辺市に供給された支援物資の集積及び避難所等への輸送の拠点として、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項の規定に基づき、京田辺市防災備蓄倉庫、京田辺市防災広場管理事務所及び京田辺市支援物資集積所（以下「防災備蓄倉庫等」という。）を設置する。

（名称及び設置場所）

第２条　防災備蓄倉庫等の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称	設置場所
（１）京田辺市防災備蓄倉庫 （２）京田辺市防災広場管理事務所 （３）京田辺市支援物資集積所	京田辺市田辺ボケ谷２５番地１　他

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。